

京都市告示第 5 6 1号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
滋賀邸	京都市上京区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町 342 番
俵屋旅館	京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町 280 番, 280 番 1, 280 番 2, 280 番 3, 280 番 4
青木邸	京都市中京区富小路通三条上る福長町 110 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)